



Korean Tax Update

Samil Commentary

March 17, 2025

Table of Contents

Tax News

- 半導体投資税額控除率の引き上げなど改正税法の主要内容
- 2024年税法改正に伴う施行規則改正案の主要内容
- 遺産取得税導入案の主要内容
- 為替需給改善のための追加案のうち税制支援に関する内容

最新の改正動向

- 法人税法(法律第20775号、2025. 3. 14.)
- 租税特例制限法(法律第20778号、2025. 3. 14.)
- 国税基本法(法律第20774号、2025. 3. 14.)
- 相続税および贈与税法(法律第20777号、2025. 3. 14.)
- 付加価値税法(法律第20776号、2025. 3. 14.)
- 総合不動産税法(法律第20779号、2025. 3. 14.)
- 関税法(法律第20773号、2025. 3. 14.)
- 法人税法施行令(大統領令第35350号、2025. 2. 28.)
- 所得税法施行令(大統領令第35349号、2025. 2. 28.)
- 租税特例制限法施行令(大統領令第35347号、2025. 2. 28.)
- 相続税および贈与税法施行令(大統領令第35351号、2025. 2. 28.)
- 国際租税調整に関する法律施行令(大統領令第35348号、2025. 2. 28.)
- 総合不動産税法施行令(大統領令第35352号、2025. 2. 28.)

最新の例規・判例

- 外国子会社の益金不算入配当金に対する外国納付税額控除の適用
- 課税前適否審査の例外理由を理由に課税予告通知を省略した課税処分の適法性
- 青年代表者の筆頭株主の地位回復時の税額控除適用可否

Tax News

半導体投資税額控除率の引き上げなど改正税法の主要内容

政府は2025年3月14日、半導体国家戦略技術の投資税額控除率引き上げ等のために租税特例制限法など計7つの税法を改正した。今回の改正税法の主な内容は次のとおり。

区分	主な内容																						
租特法	① 国家戦略技術に人工知能・未来型運送手段分野を追加 (現行)半導体・二次電池・ワクチン・ディスプレイ・水素・未来型移動手段・バイオ医薬品 (追加)人工知能・未来型運送および移動手段(未来型移動手段の拡大) ② 国家戦略技術半導体投資に対する税額控除率引き上げ(+5%p) (現行)大手・中堅15% 中小25% → (改正)大手・中堅20% 中小30% ③ 国家戦略技術および新成長・基幹技術関連研究開発(R&D)施設投資に事業化施設投資と同じ控除率を適用 ④ 国家戦略技術および新成長・基幹技術研究開発(R&D)費用税額控除、国家戦略技術投資税額控除の適用期限2年追加延長(~2029. 12. 31.) ⑤ 2024・2025年中小・中堅企業に対する臨時投資税額控除適用期限延長など <2024・2025年投資税額控除の控除率>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分(%)</th> <th colspan="3">当期分(基本控除)</th> <th rowspan="2">増加分 (追加控除)</th> </tr> <tr> <th>大企業</th> <th>中堅企業</th> <th>中小企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>12</td> <td rowspan="3">10</td> </tr> <tr> <td>新成長・基幹技術</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>国家戦略技術</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>			区分(%)	当期分(基本控除)			増加分 (追加控除)	大企業	中堅企業	中小企業	一般	1	7	12	10	新成長・基幹技術	3	8	14	国家戦略技術	15	15
区分(%)	当期分(基本控除)				増加分 (追加控除)																		
	大企業	中堅企業	中小企業																				
一般	1	7	12	10																			
新成長・基幹技術	3	8	14																				
国家戦略技術	15	15	25																				
⑥ 首都圏中企業規模出版業経営企業に対する税額減免新設(減免率10%)																							
⑦ 統合雇用税額控除など税制支援の対象になる経歴断絶者範囲拡大 (現行)経歴断絶女性→(改正)経歴断絶男性含むおよび同一業種就職要件廃止																							
⑧ e-sports大会運営費用の税額控除を新設																							
⑨ 老朽車交替時に個別消費税を一時的に減免(施行日~2025. 6. 30.)																							
⑩ 特別災難地域宣言地域に故郷愛寄付金税額控除を優待																							

区分	主な内容
法人税法	<p>① 収益配当金額に対して従来規定による益金不算入率適用猶予期間3年延長 (2023. 12. 31. ~ 2026. 12. 31.)</p>
相贈税法	<p>① 特定法人との取引を通じた贈与みなし範囲に不均等減資など 資本取引を通じた利益分与を追加</p> <p>② 贈与財産控除が適用される親族範囲を国税基本法上の親族範囲と一致 (現行) 6親等以内の血族・4親等以内の親族→(改正) 4親等以内の血族・3親等以内の親族</p> <p>③ 投資組合に対する証券など保有・取引内訳など資料提出の義務化</p>
総合不動産税法	<p>① 総合不動産税の納付猶予申請対象に夫婦共同名義1戸住宅所有者を含む</p>
付加価値税法	<p>① 国内事業者が供給した財貨・役務の販売・決済を代行・仲介した資料提出対象を国内 プラットフォーム*から国外プラットフォーム(非居住者・外国法人)まで拡大 * 通信販売仲介業体・決済代行業者など</p>
国税基本法	<p>① 税務調査の資料提出義務違反に対する履行強制金制度を新設 (対象)税務調査過程で該当帳簿・書類などを正当な理由なく提出しなかった者* * 履行強制金審議委員会の審議を経て同一理由で過急金が賦課された場合は除外 (事前通知)資料提出に必要な相当な履行期限(最小30日)付与が必要 (賦課額)履行期間が過ぎた日から1日当たり1日平均収入金額の1千分の3以内* * 金額算定が困難な場合は1日当たり5百万ウォン以内 (減輕・免除条項)履行努力・不履行理由などを考慮して賦課額の減輕・免除可能</p>
関税法	<p>① 航空機部分品の関税免除を1年延長</p> <p>② 関税の月別誠実納税申告制度を廃止</p>

2024年税法改正に伴う施行規則改正案の主要内容

政府は2024年税法改正および施行令で委任した事項と主な制度改善事項などを規定するために17個の施行規則の改正を推進する。今回の施行規則改正案の主な内容は次のとおり。

区分	現行	改正案
租特法	<ul style="list-style-type: none"> • 国家戦略技術の事業化施設範囲 半導体・二次電池・ワクチン・ディスプレイ・水素・未来型移動手段、バイオ医薬品 7分野、54施設 	<ul style="list-style-type: none"> • 国家戦略技術の事業化施設範囲の拡大 半導体・ディスプレイ・水素・二次電池 部品製造施設など58施設*に拡大 * (半導体)次世代メモリー半導体関連 素材・部品・装備の製造施設→ HBMなど追加 (ディスプレイ)ハイブリッド カバーウィンドウ 素材、マイクロLED素材・部品・ 装備の製造施設 (水素)水素処理バイオエネルギー生産施設 (二次電池)陽極材用金属化合物 製造・加工施設
	<ul style="list-style-type: none"> • 新成長事業化施設範囲 未来型自動車・脱炭素など 14分野、182施設 	<ul style="list-style-type: none"> • 新成長事業化施設範囲の拡大 脱炭素分野施設*を追加して 183施設に拡大 * (追加)低炭素原料活用鉄鋼製造施設 (拡大)バイオケミカル原料生産施設に バイオ合成ゴムを追加
	<ul style="list-style-type: none"> • 国家戦略技術R&D税額控除の適用範囲 国家戦略技術・一般R&Dを同時研究した 人材に対して一般R&D税額控除率を適用 	<ul style="list-style-type: none"> • 国家戦略技術R&D税額控除の適用範囲 の拡大 50%以上の時間を国家戦略技術R&D 投入時、実際の研究時間で按分して 国家戦略技術R&D控除率を適用
	<ul style="list-style-type: none"> • 素・部・装外国法人の引受税額控除 素材部品装備産業法による 核心戦略技術品目を生産する 外国法人の引受時、税額控除を適用 	<ul style="list-style-type: none"> • 素・部・装外国法人の引受税額控除の 範囲拡大 サプライチェーン法による 経済安保品目を生産する外国法人の 引受時、税額控除の適用を追加

区分	現行	改正案
法人税法	<ul style="list-style-type: none"> 共同経費分担基準 (原則)売上高または総資産価額総額比率 (例外)出席人数(共同行事費)、 購入金額(共同購入費)等 	<ul style="list-style-type: none"> 共同経費分担基準の合理化 共同研究開発費* および 有形資産共同使用料** 分担基準を用意 * 共同研究開発関連事業部門で発生した 売上高比率 ** (固定費)所有限度比率および (固定費以外)使用回数比率
	<ul style="list-style-type: none"> 適格分割株式継承要件 適格分割時に分割事業部門との 直取引割合が30%以上である法人の 株式は継承可能 	<ul style="list-style-type: none"> 適格分割株式継承要件の合理化 適格分割時に分割事業部門との 直接・間接取引割合が20%以上である 完全子会社の株式も継承可能など追加
	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発用機械装置の加速償却 研究開発用機械装置の耐用年数:5年 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発用機械装置の加速償却を強化 研究開発用機械装置の耐用年数:3年
相贈税法	<ul style="list-style-type: none"> 非上場保険会社の株式評価方法 保険業法による保険会社の非上場株式 評価のための純資産価額(=資産-負債) 算定時に負債に非常リスク準備金を 含む 	<ul style="list-style-type: none"> 非上場保険会社株式評価方法合理化 保険業法による保険会社に対する 純資産価額の算定時に非常リスク 準備金以外に責任準備金・解約還付金 準備金も負債に含む
総合不動 産税法	<ul style="list-style-type: none"> 総合不動産税合算排除の未分譲住宅範囲 住宅新築販売業者が所有する未分譲住宅 に対して5年間総合不動産税合算を排除 	<ul style="list-style-type: none"> 総合不動産税合算排除の未分譲住宅 範囲の一時的拡大 2025年・2026年一時的に合算排除期間 延長(5年→7年)
所得税法	<ul style="list-style-type: none"> 建築物滅失・撤去時、非事業用土地 譲渡税重課排除期間 建築物滅失・撤去後2年以内に該当敷地 譲渡時、非事業用土地譲渡税重課税率 (10%p)適用排除 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物滅失・撤去時非事業用土地 譲渡税重課排除期間の拡大 非事業用土地重課税率ヘッジ目的 空き家放置事例を防止するために 重課税率の適用排除期間を拡大 (2年→5年)
国税 基本法 など	<ul style="list-style-type: none"> 国税・関税還付加算金および 不動産賃貸保証金みなし賃料など 算定時に適用される利率 定期預金平均利率を考慮して 毎年調整:年3.5% 	<ul style="list-style-type: none"> 国税・関税還付加算金および 不動産賃貸保証金みなし賃料など 算定時に適用される利率を調整 市場金利など引下げ傾向を反映して 引下げ:年3.1%

遺産取得税導入案の主要内容

企画財政部は2025年3月12日、相続人が受け継いだ遺産だけに税金を払うように税負担公平を改善し、相続人ごとに受け継いだ遺産で控除を適用して控除実効性を改善する一方、相続も贈与のように取得者を基準に自分が受け取った財産（遺産+事前贈与財産）のみ課税して税負担を合理化する遺産取得税導入案を発表した。今回の遺産取得税導入案に含まれた課税方式・課税対象、人的・物的控除制度、納税手続および租税回避対応に対する主な内容は次のとおり。

(1) 課税方式および課税対象

区分	現行	改正案
課税方式	• 被相続人（死者）の全体相続財産を基準に課税	• 相続人が取得する相続財産（相続取得財産）を基準に改編
納税義務	• 全体相続税を相続人・受遺者*間連帯納税（各自受け取る相続財産限度） * 相続人ではなくて遺言などにより相続財産を取得する者	• 各自の相続税に対する納税義務を負担、相続人間には租税債権確保が難しい場合など制限的に連帯納税義務を賦課
課税対象	• 被相続人基準で判断 ○ 被相続人が居住者の場合 全世界の相続財産を課税、 非居住者の場合 国内所在の財産のみ課税	• 被相続人および相続人基準を総合して判断 ○ 被相続人または相続人が居住者の場合 全世界の相続財産を課税、 全員が非居住者なら国内所在の財産のみ課税 → 現行の贈与税体系と同一 ○ ただし、相続人または被相続人が外国国籍者で国内に短期居住*した居住者の場合 国内所在の財産のみ課税 （“例外許容”） * 相続開始日以前10年間、国内に住所・居所を置いた期間が計5年以下
事前贈与財産	• 被相続人が生前に贈与した財産（事前贈与財産）も相続財産に合算して相続税課税（→累進課税適用） ○ 相続人は被相続人死亡前10年（贈与税合算期間と同一）まで、受遺者などは5年前まで事前贈与財産合算	• 各自受け取る事前贈与財産のみ各自の相続税計算時に合算 ○ 相続人・受遺者が同一期間（10年）合算 →贈与税合算期間と同じになる ○ その他第三者は相続税課税なし →賦課された贈与税で終結

(2) 人的控除制度

区分	現行	改正案
子女等 控除改編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子女控除の代わりに一括控除 (合計5億ウォン)適用 <ul style="list-style-type: none"> ○基礎・子女控除合計と一括控除(5億ウォン)のいずれか大きい金額を控除するが、子女控除(1人当たり5千万ウォン)が少ないため殆どが一括控除を適用 →子供が1人でも6人でも控除額が同じ * 一括控除5億ウォン = 基礎控除2億ウォン+子供控除0.5億ウォン×6人 ○ また、一括控除選択により未成年・障害者・老人に対する追加控除適用も非常に低調* <ul style="list-style-type: none"> * 適用比率:(未成年者控除) 0.3%、(障害者控除) 3.0%、(老人控除) 0.4% 	<ul style="list-style-type: none"> 一括控除および基礎控除を子女等相続人別控除に吸収 <ul style="list-style-type: none"> ○ (基本控除)相続人・受遺者別控除額規定* * 被相続人と親疎関係(生計保障必要程度)等を考慮 <ul style="list-style-type: none"> - (相続人)直系尊卑属(例:子供) 5億ウォン その他相続人(例:兄弟) 2億ウォン * 子供の相続人は各自現行一括控除(5億ウォン)のみ受けよう引上げ、その他相続人は基礎控除(2億ウォン)水準 - (受遺者)直系尊卑属5千万ウォン、その他親族1千万ウォン * 現行贈与控除水準と同一 (直系尊卑属5千万ウォン/4親等以内血族等1千万ウォン) <p>※現行は受遺者に対して事実上人の控除を排除</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (追加控除)子女控除など相続人別に控除改編で制度の実効性を強化
配偶者控除 合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者が実際の相続金額と関係なく被相続人全体の相続財産から5億ウォン全額控除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者の相続財産が10億ウォン以下の場合、法定相続分と関係なく全額控除 →配偶者が相続した分だけ配偶者の相続税を軽減
人的控除 最低限設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者・子供などが相続する場合通常全体相続財産10億ウォン*までは人的控除適用で相続税は課税されない →一種の免税点機能 <ul style="list-style-type: none"> * 10億ウォン=配偶者控除の最低控除額5億ウォン + 一括控除5億ウォン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の免税点水準を考慮して人的控除最低限を10億ウォンに設定 (全相続人・受遺者の控除合計基準) ○ 人的控除合計が10億ウォン未満の場合その未達額を直系尊卑属の相続人に追加控除を適用
非居住者等 人的控除* * 被相続人と相続人全て非居住者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎控除(2億ウォン)のみ可能 <ul style="list-style-type: none"> ※非居住者は国内所在の相続取得財産に限定して制限的に納税義務を負う点を考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人ごとに控除額を設定 (現行控除水準、被相続人と親疎関係などを考慮) <ul style="list-style-type: none"> ○ (相続人)配偶者2億ウォン・その他1億ウォン ○ (受遺者*) 1千万ウォン * 4親等以内血族および3親等以内の姻族限定

(3) 物的控除制度

区分	現行	改正案
家業 相続控除	<ul style="list-style-type: none"> 10年以上継続して経営した 中小・中堅企業を相続時 家業相続財産価額相当額を控除 ○ 控除限度は300～600億ウォン* * 経営期間:(10～20年) 300億ウォン/ (20～30年) 400億ウォン/ (30年以上) 600億ウォン 	<ul style="list-style-type: none"> 現行と同様家業を受け継ぐ 相続人に適用 <p>※共同相続時、家業財産割合を限度に 按分するものの、相続人間で協議した 限度も認定</p>
その他 物的控除	<ul style="list-style-type: none"> 金融財産控除・同居住宅相続控除など 運営中 	<ul style="list-style-type: none"> 現行と同様に適用 <p>※相続人が2人以上の場合は1人ずつ按分</p>

(4) 納税手続

区分	改正案の主な内容
申告義務	<ul style="list-style-type: none"> 各相続人および受遺者が各自申告するものの共同で申告も可能
課税管轄	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人基準*で課税管轄を決める現行制度を維持 * 被相続人の住所地(居所地)が国内: 住所地(居所地)の管轄税務署長 被相続人の住所地(居所地)が国外: 主な国内相続財産所在地の管轄税務署長
申告期限	<ul style="list-style-type: none"> 相続開始後6ヶ月以内 ※現行と同一
分割期限	<ul style="list-style-type: none"> 申告期限後9ヶ月以内に分割可能 ※ 現行の配偶者相続財産分割期限である9ヶ月と同一期間を適用 ○ 申告期限内に相続財産分割を完了できなくても法定相続分により分割された ことにして申告後に財産分割確定時に修正可能 ※ 修正申告などによる加算税を免除 ○訴訟など特別な事情なく分割が遅れて分割期限が過ぎた場合 法定相続比率により課税(以後分割時に別途の贈与とみなす)
納付	<ul style="list-style-type: none"> 分納・年賦延納・物納など納付手続は現行どおり運営

(5) 税回避対応

区分	現行	改正案
偽装分割時 賦課除斥期間 補完	<ul style="list-style-type: none"> 相続税の場合は10年 虚偽・申告漏れなど不正行為15年 	<ul style="list-style-type: none"> 偽装分割*があった場合は賦課除斥期間 10年→15年延長 * 相続取得財産の名義者と事実上の帰属者が 違うように分割して相続税課税標準と 税額を偽って申告した場合
迂回相続 比較課税 特例新設	<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<ul style="list-style-type: none"> 迂回相続の結果、実際の相続税負担が 減った場合は追加で課税* * 被相続人の特殊関係者が相続された財産を 他の相続人に贈与した場合、 被相続人が該当相続人に直接相続した 場合と比較して減少額を課税 ○ (対象)相続財産30億ウォン以上 (期間)相続開始後5年以内に贈与 ※現行高額相続者事後管理基準 (相続財産30億ウォン以上、相続後5年内)考慮
営利法人活用 相続に対する 課税方式 合理化	<ul style="list-style-type: none"> 営利法人に被相続人が遺贈時、その法 人の株主である相続人(相続人の直系 卑属含む)に相続税を課税 	<ul style="list-style-type: none"> 特定法人*に被相続人(支配株主と特殊 関係)が遺贈時、その法人の支配株主等 が相続財産で取得したと見て相続税を課税 * 支配株主など(支配株主およびその親族) の直接・間接株式保有比率が30%以上の営利 法人

※施行時期および今後の推進計画

区分	主な内容
施行時期	・2028年施行(2025年に法律案が国会を通過する前提)
今後の 推進計画	<ul style="list-style-type: none">・(2025年)立法予告・公聴会など意見の取りまとめを経て法律案を国会に提出<ul style="list-style-type: none">○(3月)相続税および贈与税法など関連法律案の立法予告○(4月)公聴会○(5月)法律案を提出・(2026～2027年)遺産取得課税執行システムの用意および補完立法

為替需給改善のための追加案のうち税制支援に関する内容

政府が為替市場の構造的な需給上の流出優位を解消して国内の資本市場活性化のために発表した「為替需給改善のための追加案」のうち税制支援に関する内容は次のとおり。

区分	現行	改善方策
国内投資型 ISA新設	<ul style="list-style-type: none"> ・国内株式・国内株式型ファンドに投資対象を限定するものの一般投資型に比べ非課税限度を2倍に拡大した国内投資型ISAの新設を推進* * パク・デチュル議員案 ('24.6月に発議、記載委に係留中) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内株式投資促進のために国内株式型ファンドの国内株式義務投資額率を法定限度(40%)*より引上げることを検討 →租特法・租特令改正を推進 * パク・デチュル議員は「40%以上として大統領令で定める比率」と規定
バリューアップ促進 税制支援パッケージ再推進	<新設>	<ul style="list-style-type: none"> ・株主還元促進税制*¹、ISA搬出・非課税限度拡大*²等、企業バリューアップ税制にインセンティブ提供 →租特法・租特令の改正を推進 *1) ① 株主還元増加金額(直前3年比5%超過分)法人税5%税額を控除 ② 配当増加金額(直前3年比5%増加分など)低率分離課税 *2) (搬出限度) 年2千万ウォン<合計1億ウォン> → 4千万ウォン<合計2億ウォン> (非課税限度) 200万ウォン<庶民型400万ウォン> → 500万ウォン<庶民型1千万ウォン>
外国人投資者 国債投資非課税 申請手続の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・非課税申込書、居住者証明書、取引・保有内訳書*を国際預託決済機構または国内金融会社を通じて国税庁に提出 * 国債の売買および利払いなど 詳細内訳を国税庁に 月1回報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・非居住者(居住性)確認のための最低限の情報以外の書類提出を全て廃止 →所得税法・法人税法施行令(2.28.完了) 所得税法・法人税法施行規則改正(3月中) ・投資家は①国際預託決済機構(例:ユーロクリア)または②国内金融機関(外国銀行の支店含む)に氏名・住所など基本情報のみ提出 ・居住者証明書、取引・保有内訳書など 全ての追加書類を廃止 ・国際預託決済機構(QFI)の 非居住者可否確認義務を廃止

最新の改正動向

改正理由および主要内容

一般会社より高い益金不算入率を適用した持株会社に対する特例を廃止して、一般内国法人と同じ益金不算入率を適用する内容で法人税法を改正（法律第19193号、2022. 12. 31. 公布、2023. 1. 1. 施行）した。なお、内国法人が2023年12月31日まで受け取る配当金額に対しては従来の規定による益金不算入率を適用できるよう猶予期間を置いたが、持株会社が上場子会社の株式を取得できる時間を追加で用意するために該当猶予期間を2026年12月31日までに延長する。

租税特例制限法（法律第20778号、2025. 3. 14.）

改正理由

国家戦略技術の範囲を拡大し、中小・中堅企業に対する臨時投資税額控除の適用期限を延長して、公益事業用土地などに対する譲渡所得税の減免率および減免総合限度を引き上げ、小企業・小規模企業の共済積立金に対する所得控除限度を拡大した。また、老朽化した自動車の買い替えに関する個別消費税額を一時的に減免するなど、企業の投資活動を支援し、小規模企業の老後などを支援するために現行制度の運営上的一部不備点を改善・補完する。

国税基本法（法律第20774号、2025. 3. 14.）

改正理由および主要内容

現場の税務公務員の積極的な業務を奨励するために、国税の賦課・徵収・訴訟において特別な功労が認められる者に対して報奨金を支給できる根拠を新設した。また、課税資料の確保を通じた租税回避の防止を図るために税務調査の過程で帳簿などの提出義務を正当な理由なく履行しない納税者に対して履行強制金を賦課できる根拠を用意するなど、現行制度の運営上的一部不備点を改善・補完する。

相続税および贈与税法(法律第20777号、2025. 3. 14.)

改正理由および主要内容

特定法人との取引を通じた利益の贈与みなしが適用される取引の範囲に不均等減資などの資本取引を追加して、これを利用した便法贈与を防止し、親族に対する国民認識の変化を反映して、贈与財産控除が適用される親族の範囲を「6親等以内の血族、4親等以内の姻族」から「4親等以内の血族、3親等以内の姻族」に縮小し、投資組合が株式などを保有するか取引する場合は、組合員の人的事項、該当権利の保有・取引内訳を管轄税務署長に提出するよう義務付けるなど、現行制度の運営上の一
部不備点を改善・補完する。

付加価値税法(法律第20776号、2025. 3. 14.)

改正理由および主要内容

オンライン取引における税源の透明性を強化するために、通信販売業者の販売代理・仲介などと類似した事業を行う非居住者または外国法人にも取引明細資料を四半期別に提出する義務を課す。

総合不動産税法(法律第20779号、2025. 3. 14.)

改正理由および主要内容

困難な経済環境および総合不動産税の負担増加により住宅分の総合不動産税額の納付猶予適用対象を拡大する必要性が提起されたため、納付猶予適用対象に共同名義の1戸住宅所有者を追加する。

関税法(法律第20773号、2025. 3. 14.)

改正理由および主要内容

誠実申告確認対象事業者の誠実納税申告特例規定を削除し、航空産業分野に対する支援を強化するために航空機部分品に対する関税免除の適用期限および日没期限をそれぞれ1年延長した。また、仮想資産を悪用した不正貿易および滞納者の財産隠匿に積極的に対応するために課税資料提出機関に該当する仮想資産事業者の範囲を拡大するなど、現行制度の運営上の一
部不備点を改善・補完する。

法人税法施行令(大統領令第35350号、2025. 2. 28.)

改正理由

寄付金領収書の発行額が一定金額以上の法人は、電子的な方法で寄付金領収書を発行することにした。また、資料提出に関する国税庁長の是正命令に違反した仮想資産事業者に2千万ウォン以下の過怠金を賦課するなど、法人税法が改正されたことに基づき、電子寄付金領収書発行基準額を定めて仮想資産事業者に対する過料課徴基準を準備する。さらに、非営利法人が長期間にわたり本来の目的事業に直接使用した資産の処分収入は課税対象所得から除外し、外国法人の国債投資を促進するために国債等に対する利子・譲渡所得の非課税適用申請手続を簡素化するなど、現行制度の運営上的一部不備点を改善・補完する。

所得税法施行令(大統領令第35349号、2025. 2. 28.)

改正理由

企業の出産支援金に非課税を適用し、金融商品間の課税公平を向上させるために投資契約証券または金銭以外の信託収益証券などの分割投資商品を通じて得る利益を配当所得として課税する内容で所得税法が改正されたことに基づき、企業の出産支援金の非課税適用基準を定めて配当所得として課税される分割投資商品利益の具体的な範囲などを定める。また、多住宅所有者に対する譲渡所得税の重課が排除される賃貸住宅の範囲に短期民間賃貸住宅を含め、外国人の国債投資を促進するために国債などに対する利子・譲渡所得の非課税適用申請手続を簡素化するなど、現行制度の運営上的一部不備点を改善・補完する。

租税特例制限法施行令(大統領令第35347号、2025. 2. 28.)

改正理由

人口減少地域の住宅を取得する1住宅1住宅に対して、譲渡所得税および総合不動産税に対する課税特例を適用する。また、スポーツ施設利用料をクレジットカードなど所得控除対象に追加するなどの内容に租税特例制限法が改正されたことに基づき、人口減少地域住宅の要件、スポーツ施設および施設利用料の範囲などを定める。さらに、研究・人材開発費税額控除の対象になる新成長・基幹技術および国家戦略技術を追加して、課税特例適用対象となる個人投資用国債の範囲を拡大し、超過支給された半期の勤労奨励金の還収金額を所得税として納付通知する前に今後支給する勤労奨励金または子供奨励金から差し引く期間を延長するなど、現行制度の運営上的一部不備点を改善・補完する。

相続税および贈与税法施行令(大統領令第35351号、2025. 2. 28.)

改正理由

小規模企業が長期間運営してきた非製造業を家業相続控除対象業種に追加し、役職員に無償で賃貸する住宅などを家業相続控除対象の事業用資産に追加する。また、相続人の配偶者が被相続人の死亡前に第三者から相続して共同で住宅を所有した場合も、1世帯が1住宅を所有しているとみなし、支配株主とその親族に対する便法贈与を防止するために支配株主などの特殊関係者との取引利益が支配株主などに対する贈与とみなされる特定法人の範囲に外国法人を追加するなど、現行制度の運営上の一
部不備点を改善・補完する。

国際租税調整に関する法律施行令(大統領令第35348号、2025. 2. 28.)

改正理由

韓国の権限ある当局と締約当事国間の相互主義に基づく金融取引自動情報交換の範囲に「暗号資産を対象にする取引」を追加する。また、経済協力開発機構(OECD)と包括的枠組みで合意した行政指針を反映して、グローバルミニマム課税制度を整備するなどの内容で国際租税調整に関する法律が改正されたことで、暗号資産取引の範囲、グローバルミニマム課税制度の適用基準、グローバルミニマム課税欠損扱い特例の適用方法などを具体的に定める。さらに、海外金融口座の申告義務不履行に対する過料課徴基準を改善するなど、現行制度の運営上の一
部不備点を改善・補完する。

総合不動産税法施行令(大統領令第35352号、2025. 2. 28.)

改正理由

非アパートを対象に義務賃貸期間6年が適用される短期民間賃貸住宅の類型が、民間賃貸住宅に関する特別法に導入されたことに基づき、建設賃貸住宅または購入賃貸住宅のうち価格基準などの要件を満たす短期民間賃貸住宅を総合不動産税課税の対象外となる住宅の範囲に追加する。また、総合不動産税課税対象から除外される社員用住宅の範囲を拡大して勤労者の福祉を増進して、「世帯1住宅」判定する時に住宅数の範囲から除外される地方の低価格住宅の価格基準を引き上げて国家均衡発展を促進するなど、現行制度の運営上の一
部不備点を改善・補完する。

最新の例規・判例

外国子会社の益金不算入配当金に対する外国納付税額控除の適用 (書面-2024-法規国租-2997,2025. 1. 21.)

■ 争点事項

- 現行の法人税法は、外国子会社の収益配当金について益金不算入(法法§18の4)の適用対象となる収益配当に関しては外国納付税額控除の適用を排除するように規定している(法法§57⑦)。今回の有権解釈の争点は、外国子会社収益配当金に対して95%の益金不算入を適用した場合、外国子会社の収益配当金の5%相当額に対して益金不算入が排除された、ものとみて外国納付税額控除を適用できるかという点である。

■ 回答の要旨

- これに対して今回の有権解釈は、外国子会社から受け取った収益配当金のうち益金不算入されていない収益配当金(5%)は、外国納付税額控除の限度額を計算する際に国外源泉所得から除外するよう回答している。これは、外国納付税額控除が排除される“益金不算入の適用対象となる収益配当金”とは、益金不算入を適用した収益配当金(95%)ではなく、外国子会社から受け取った収益配当金全体であるとするのが文言上妥当であり、収益配当金の100%でない95%のみを益金不算入する理由は、国内親会社の外国子会社への出資等で生じた費用を5%とみなし、100%の収益配当金収益から国内親会社が費用として計上した5%の部分を除いて算定した国外源泉配当所得金額を益金不算入する立法趣旨に基づいている点などを考慮すると、外国子会社の収益配当金額の5%相当額に対して外国納付税額控除を排除するという今回の有権解釈は、文言と趣旨に符合する妥当な解釈と判断される。

■ 示唆点

- したがって、外国子会社から受け取った収益配当金に対して外国納付税額控除ではなく95%の益金不算入を選択・適用した企業が収益配当金額の5%相当額に対して益金不算入の適用が基本的に排除されたと誤認し、二重課税調整のために外国納付税額控除を追加適用しないよう注意が必要であると判断される。

課税前適否審査の例外理由を理由に 課税予告通知を省略した課税処分の適法性 (最高裁2023ドウ41659, 2025. 2. 13.)

■ 争点事項

- 国税基本法は、税務署長・地方国税庁長(以下「税務署長など」)が納付通知しようとする税額が100万ウォン以上の場合など、課税予告通知の理由に該当する場合は、事前に納税者にその内容を書面で通知(以下「課税予告通知」)して(国税基本法§81の15①)、課税予告通知を受け取った納税者は通知された日から30日以内に税務署長等に通知内容の適法性に関する審査(以下「課税前適否審査」)を請求できるよう規定されている(国税基本法§81の15②)。ただし、「課税予告通知を行う日から国税賦課の除斥期間の満了日までの期間が3カ月以下の場合は、課税前適否審査を省略できる例外理由を規定している(国税基本法§81の15③3号、以下“争点規定”)。今回の判決の争点は、国税賦課の除斥期間の満了日までの期間が3カ月以下の課税前適否審査省略理由がある場合、これを課税予告通知の例外理由とみて課税予告通知を省略して行われた課税処分は適法なのかである。

■ 判決の要旨

- これに対して最高裁は、国税基本法に課税予告通知義務を省略できる例外理由が規定されていない点、争点規定で「課税予告通知を行う日から国税賦課の除斥期間満了日までの期間が3カ月以下の場合」を課税前適否審査の例外理由と規定することによって課税予告通知の実施を前提にしている点、課税前適否審査を経ない場合でも課税予告通知を受けた納税者は課税処分前に意見陳述を行って誤りを事前に修正するか早期決定申請権行使して加算税を減らすなど、課税予告通知の手続的な利益を享受できる点などを考慮すると、課税前適否審査の例外理由を課税予告通知の例外理由まで拡張解釈できないと判示して、国税賦課の除斥期間の満了日までの期間が3カ月という課税前適否審査の例外理由を理由に課税予告通知を省略した課税処分は違法であると判決した。

■ 示唆点

- 今回の判決は、課税前適否審査を省略する例外理由を課税予告通知省略の例外理由に拡張できないことを明確に提示した判決である。今回の判決で指摘したように課税当局が課税処分に先立ち課税予告通知を履行する時間的な余裕がなく課税予告通知を通じて納税者が享受する手続き的な利益がないなど、課税予告通知省略に対する手続的な正当性が立証されないにもかかわらず、課税当局から課税前適否審査の例外理由を理由に課税予告通知を省略した課税処分を受けた納税者がいるならば、該当課税処分の適法性を争うために今回の判決を参考にされたい。

青年代表者の筆頭株主の地位回復時の税額控除適用可否 (書面-2024-法人-1295,2024. 7. 31.)

■ 争点事項

- 現行の租特法は、青年創業中小企業の代表者が減免期間中に筆頭株主の要件を満たさなくなった場合は、筆頭株主の要件を満たさなくなった日が属する課税年度から「残った減免期間」青年でない一般創業中小企業の減免を適用するよう規定している(租特令§5②、以下「争点規定」)。今回の有権解釈の争点は、首都圏過密抑制圏域外で創業した青年創業中小企業の代表者が減免期間中に筆頭株主の地位を喪失したことで一般創業中小企業の減免率を適用したが(100% → 50%)、当該代表者がその後の事業年度に筆頭株主の地位を回復した場合、筆頭株主の地位を回復した後の残存減免期間に再度青年創業中小企業減免率を適用できるかである(50% → 100%)。

■ 回答の要旨

- これに対して今回の有権解釈は、青年創業中小企業の代表者が減免期間中に筆頭株主の地位を喪失した場合には、その後の事業年度に再度筆頭株主の地位を回復しても筆頭株主の要件を満たさなくなった時点から残った減免期間に継続して一般創業中小企業減免を適用するよう回答している。これは争点規定で筆頭株主の要件を満たさなくなった場合、「残った減免期間」の間は一般創業中小企業減免を適用するよう明示しているだけで、青年代表者が筆頭株主の地位を回復したという理由で残存減免期間に青年創業中小企業減免の適用を許容する文言上の根拠がない点を考慮した回答と理解される。

■ 示唆点

- 青年創業中小企業の代表者が筆頭株主の地位を喪失した場合、その後に筆頭株主の地位が回復しても残存する控除期間中は青年でない一般の創業中小企業とみて減免率が縮小され(首都圏過密抑制圏域外創業:100% → 50%)、または税額減免が中断(首都圏過密抑制圏域内の創業:50% → 0%)される。このように減免が縮小・中断される不利益を防ぐためには、減免期間中に青年創業中小企業の代表者が筆頭株主の地位を維持できるよう注意が必要だと判断される。

本最新の例規・判例内容は有権解釈と判例に対する理解を助けるために作成されたものです。
実際の適用においては必ずTax専門家にご相談ください。

Contacts

盧映錫 Partner	02 709 0877	yongsuk.noh@pwc.com
李應典 Partner	02 3781 2309	eung-jeon.lee@pwc.com
李南善 Partner	02 3781 3189	nam-sun.lee@pwc.com
李灵宅 Partner	02 709 0726	kyungtaek.lee@pwc.com
李真行 Partner	02-3781-2581	jin-haeng.lee@pwc.com



三逸PwCのカカオトークチャンネルを登録して下さい。



多様な産業と経営環境に対するインサイトと世界の最新トレンドを確認できます。

三逸会計法人のニュースレターは、三逸会計法人のお客様へ一般的な情報提供および知識伝達のために配布されるもので、具体的な会計問題や税務イシューに関する三逸会計法人の意見は含まれていません。三逸会計法人のニュースレターの内容に関して、ご質問や追加でご入用な情報がお有りの場合は必ず専門家までお問い合わせください。

Samil PwC newsletter has been prepared for the provision of general information and knowledge for clients of Samil PwC and does not include the opinion of Samil PwC on any particular accounting or tax issues. If you need further information or discussion concerning the content contained in the Samil PwC newsletter, please consult with relevant experts..

© 2025 Samil PricewaterhouseCoopers. All rights reserved.